

# 預金商品説明書

平成31年 4月 1日現在

商品名 (愛称)	積立定期預金 (複利エンドレス型) (27)
-------------	------------------------

ご利用いただける方	・ 個人の方
お預入れ期間	・ 1年以上 ・ 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は1ヶ月前までに通知が必要です。 ・ 最長預入期限日 (3年) には元利合計による自動継続を行います。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 自由式 (積立日・積立金額を定めずいつでもお預入れできます) ・ 定額式 (積立日・積立金額を定めて定期的にお預入れできます) ・ 100円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後一括または積立明細ごとにお支払いします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の期日指定定期預金の店頭表示の利率を約定利率として、満期日まで適用します。 ・ 預入期間が3年未満の場合は、満期日以降に一括してお支払します。 ・ 預入期間が3年の場合には、前記(1)適用金利に記載の方法によって利息を計算のうえ元金に組入れします。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で、1年毎の複利計算とします。
税金	・ 個人の方の利息には2.0%(国税1.5%、地方税0.5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、2.0315%(国税1.5315%、地方税0.5%)の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
手数料	・ 不要です。
付加できる特約事項	・ マル優のお取扱いができます。 ・ 普通預金等からの自動振替によるお預入れができます。(定額式)
中途解約時の取扱方法	・ 満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

## 萩山口信用金庫